

公文書公開請求決定一部取消し
及び公文書公開請求決定通知書

岐阜市環指第20号
平成18年 7月 5日

兼松 秀代 様

岐阜市長 細江 茂



平成18年1月26日付け岐阜市環指第212号により通知した公文書公開請求決定について、その一部を取り消し、次のとおり決定したので通知します。

請求年月日	平成18年1月13日
公文書名	石原産業のフェロシルトに関し保持するものすべてのうち別紙に記載の文書
決定内容	別紙のとおり
非公開又は公開拒否の理由	別紙のとおり
上記理由がなくなる日	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)
公開する日	平成 年 月 日 午前8時45分から午後5時15分までの間 当日都合が悪い場合は、事前に担当室まで御連絡ください。
公開場所	環境事業部産業廃棄物指導室 岐阜市神田町1-11 岐阜市役所南庁舎2階
担当室	環境事業部産業廃棄物指導室 連絡電話 058-265-4141 内線 6273

- * この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜市長に対して異議申立てをすることができます。
- * この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- * 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当室の職員に提示してください。

別紙

公文書名		決定区分	公開しない部分	該当条例番号	非公開又は公開拒否の理由
弁明書	証拠2-1として添付された共同研究申請	一部公開	石原産業(株)社員の氏名	条例第6条第1項第2号	個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当するため。
	証拠2-4として添付された公開特許公報	公開	—	—	—
	証拠(3)の③-6として添付された御見積書	一部公開	見積業者の社名、住所、電話番号及びFAX番号並びに社員の印影	条例第6条第1項第3号	当該情報は法人の取引先に係る情報で、法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当するため。
	証拠4として添付された開発行為計画書	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の住所、氏名及び電話番号 ・計画書作成者の住所、氏名及び電話番号 ・亀山市を除く開発場所施工業者の住所、氏名及び電話番号 	条例第6条第1項第3号	当該情報は法人の信用に係る情報で、法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当するため。
	証拠7として添付された用途開発に関する契約書	一部公開	取引先の社名、住所、担当者氏名、印影	条例第6条第1項第3号	当該情報は法人の取引先に係る情報で、法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当するため。

フェロシルト撤去計画書	岐阜市上西郷地区 平面図	公 開	—	—	—
	岐阜市上西郷地区 施工配置図	公 開	—	—	—
	搬出経路図	公 開	—	—	—

※条例は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）をいう。

開 発 行 為 計 画 書

平 成 19 年 月 日

亀山市長

様

事 業 者 住 所

氏 名

電 話

計 画 書 作 成 者 住 所

氏 名

電 話

亀山市開発行為審査要綱第4条第1項の規定により、開発行為計画書を提出します。

開 発 場 所	亀山市					
開 発 区 域 の 土 地 の 現 況 (公 簿)	区 分	宅 地	農 地	山 林	緑 地 地	合 計
	面 積		2,876	4,659	84	7,619 m ²
	比 率		37.75%	61.15%	1.10%	100%
開 発 面 積	公 簿		実 測			
	7,619 m ²		10,573 m ²			
	所 有 面 積	借 地 面 積	未 買 収 面 積	そ の 他	取 得 率	
10,489 m ²	m ²	m ²	84 m ²	99.20%		
開 発 目 的	茶畑造成					
着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着 手 平 成 19 年 12 月 日 完 了 平 成 19 年 月 日					
設 計 施 工 業 者	住 所	亀山市				
	氏 名	(株) 株式会社				
	電 話	059-				

開 発 区 域 の 土 地 利 用 計 画	区 分	宅 地	緑 地 地	緑 地 地	そ の 他 (茶畑)	合 計
	面 積				10,573	10,573 m ²
	比 率				100	100%
計 画 区 画 数	区 画 数	最 大 区 画 面 積		最 小 区 画 面 積		平 均 区 画 面 積
		m ²		m ²		m ²
分 譲 年 度 計 画	年 度					合 計
	区 画 数					
公 共 ・ 公 益 施 設 の 整 備 計 画	整 備 計 画 の 内 容					
	公 共 ・ 公 益 施 設 の 名 称	基 本 (基 本 図 面 積)	規 模 ・ 資 料	管 理 者	摘 要	
供 給 施 設 計 画	水道計画					
	消防水利計画					
	ガス供給計画					

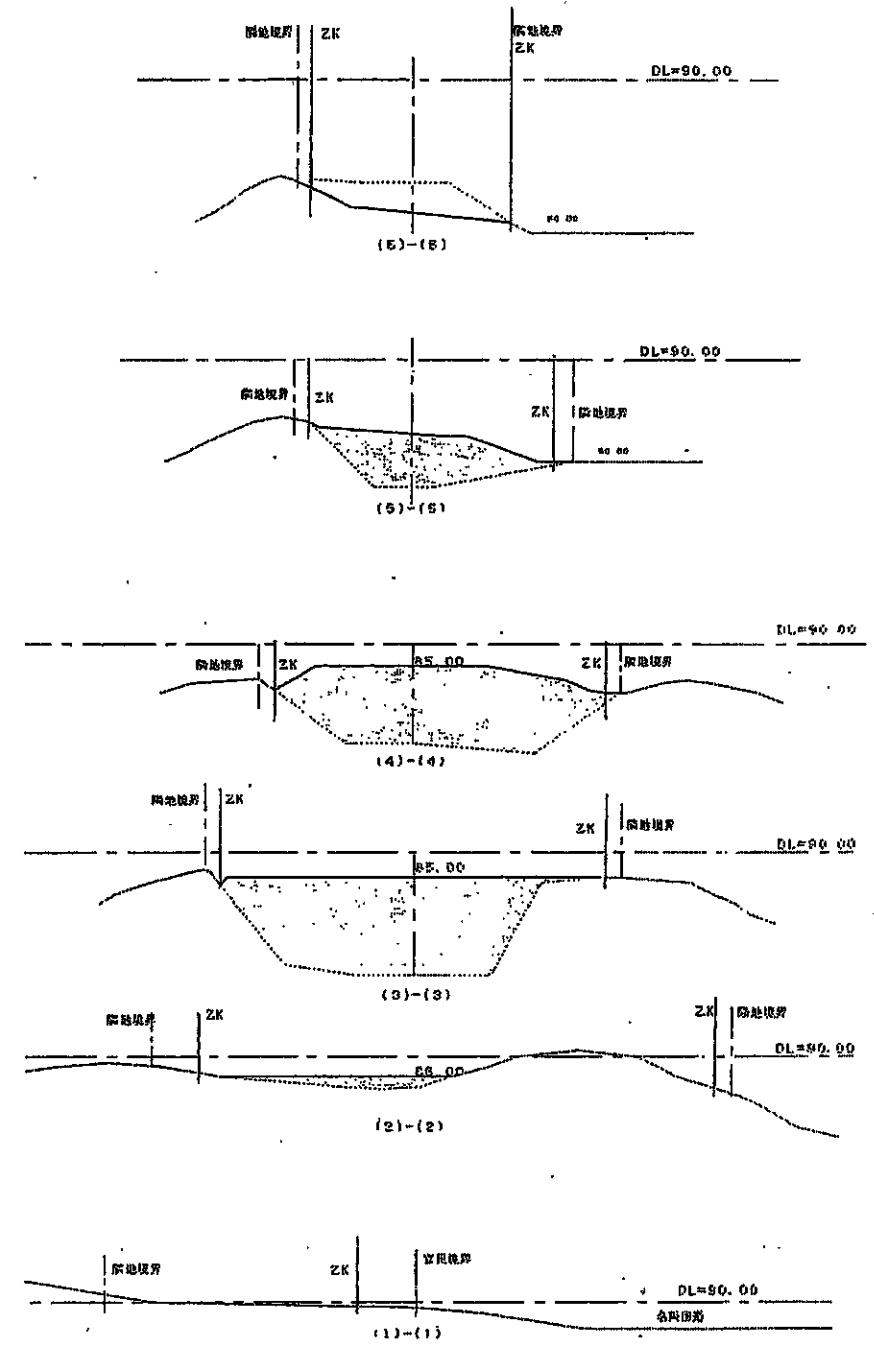
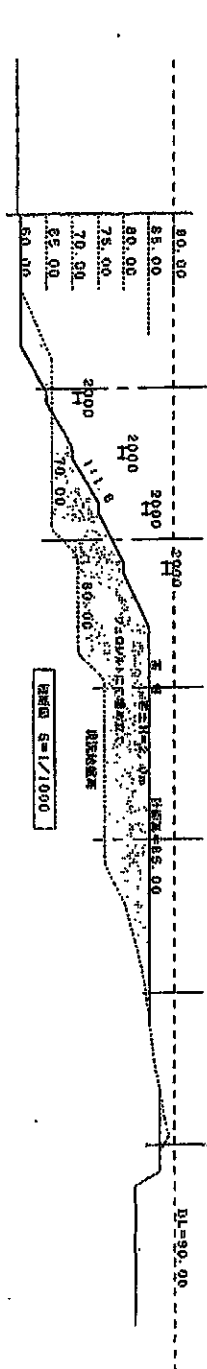
証投4

2006.7.5



2006.7.5

		工程名称: 设计日期: 2001/10/18		图名: 造成断面图		图号: NO. 5		比例: 1/1000	
--	--	---------------------------	--	-----------	--	-----------	--	------------	--



比例
 1:1000
 1:5000

用途開発に関する契約書

石原産業株式会社（以下甲という）と株式会社[]（以下乙という）は甲の四日市工場生産するフェロシルトの用途開発の一環として造成用改質土或いは路盤材として商品化を図ることを目的に、以下の通り開発委託契約を締結する。

第一条（目的）

フェロシルトを造成土或いは路盤材として用途開発するための改質試験、造成工事時の施工技術の確立及び市場開拓を図ることを目的とする。

第二条（基本原則）

- (1) 甲は、フェロシルトの土壌造成材或いは路盤材としての用途開発を図るため、改質試験及び乙の指定する土地におけるフィールドテスト時の造成作業及び市場開拓を乙に委託する。
- (2) 乙は、本造成作業の具体的な工法については、甲、乙協議の上、甲の提供するフェロシルトの品質を考慮した工法を採用するものとする。
- (3) 甲はフィールドテストに必要なフェロシルトはテストの進捗に合わせ必要に応じて乙に提供するものとする。

第三条（市場開拓地域）

乙による市場開拓地域は中部地区を原則とする。

第四条（秘密保持）

甲及び乙は用途開発をするに当たり、相手方から知り得た情報及びフィールドテストの結果は厳に秘密を保持し、互いの承諾無しに第三者に開示、漏洩してはならない。

次の情報は、本条項の適用を受けないものとする。

- (1) 相手方から受領の時点で、すでに自己の所有であったもの。
- (2) 相手方から受領の時点で、すでに公知であり、本契約の違反なしに将来公知となるもの。
- (3) 正当な第三者から合法的に受領するもの

第五条（問題発生時の責任）

甲は乙が実施する用途開発に係るフィールドテストにおいて、法規制の範囲内でフェロシルトの品質に係る問題が発生した場合、甲の責任において解決することとする。

但し、乙がなしたフィールドテスト時の工事上の瑕疵を原因として問題が生じた場合には、乙の責任において解決するものとする。

いずれの場合も甲、乙はその対応について誠意をもって協議するものとする。

第六条（用途開発費用）

甲は用途開発に関し発生する費用として、別途覚書に定めた費用を乙に現金で支払うものとする。

第七条（用途開発期間）

本契約の有効期限は平成13年10月1日より平成14年3月31日とする。

平成14年4月以降の用途開発試験等については、平成14年2月28日までに双

方協議、合意するものとする。

第四条の規定は、本契約の終了、満了後も更に5年間有効に存続するものとする。

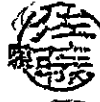
第八条（信義則）

本契約に定めない事項、若しくは疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

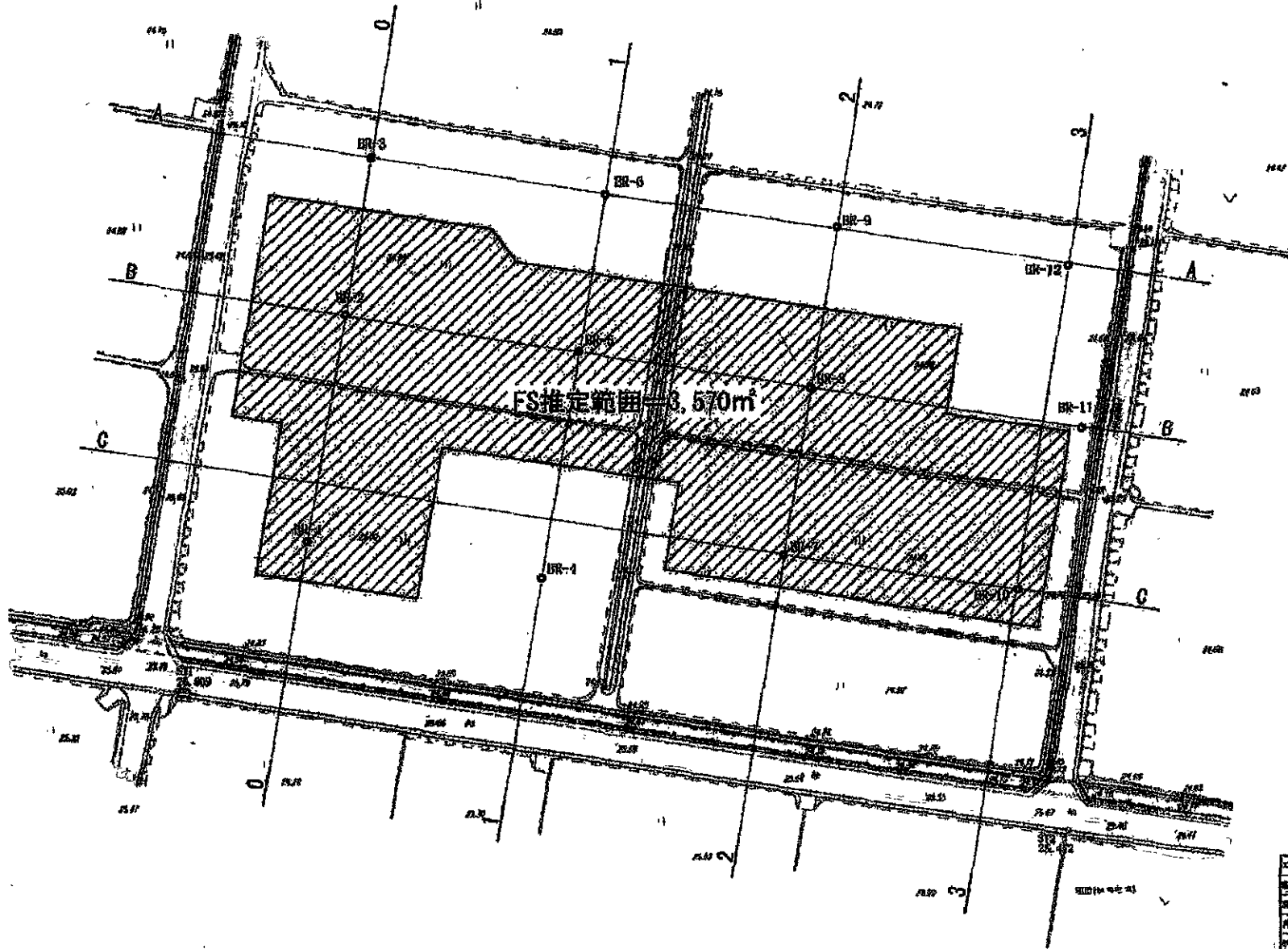
平成13年10月1日

甲 三重県四日市市石原町1番地
石原産物株式会社
常務執行役員 佐藤 隆
四日市市石原町1番地



乙 愛知県瀬戸市
株式会社
[Redacted signature and name]

岐阜市上西郷地区 平面図



文 号	岐阜市上西郷地区	
地 区	岐阜市上西郷地区	
項 目	調査 07推定範囲	
尺 寸	1:500	縦横
作 者		
検 査		

2006.9.8

②

搬出経路図

